

昭和62年職福—691 新旧対照表（平成30年職職—164関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第22条の4関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条の第1項の「人事院の定める者」は、次に掲げる者（以下「医師等」という。）とする。ただし、同項の検査（以下第13項までにおいて「検査」という。）1回につき少なくとも1人は、健康管理医でなければならない。</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 保健師</p> <p>(3) 労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成27年厚生労働省告示第251号）に定める研修を<u>修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士若しくは公認心理師</u>又は平成27年12月1日前において規則第9条第3項に規定する業務に3年以上従事した経験を有する<u>看護師若しくは精神保健福祉士</u></p> <p>3～16 (略)</p>	<p>第22条の4関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 この条の第1項の「人事院の定める者」は、次に掲げる者（以下「医師等」という。）とする。ただし、同項の検査（以下第13項までにおいて「検査」という。）1回につき少なくとも1人は、健康管理医でなければならない。</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 保健師</p> <p>(3) 労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成27年厚生労働省告示第251号）に定める研修を<u>修了し、又は平成27年12月1日前において規則第9条第3項に規定する業務に3年以上従事した経験を有する看護師又は精神保健福祉士</u></p> <p>3～16 (同左)</p>